

令和 8 年 1 月 2 5 日執行予定

嬉野市長選挙
嬉野市議会議員選挙

公費負担の手引

～選挙運動自動車の使用、選挙運動用ポスター及びビラの作成について～

嬉野市選挙管理委員会

はじめに

この手引きは、候補者の選挙運動の費用の一部を、「嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例」の規定に基づき公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続き等を説明するものです。

候補者及び候補者と契約を締結した契約業者等は、この手引の説明要領により、間違いがないように手続きをしてください。

なお、この公費負担経費は、候補者が供託物を没収された場合には請求できませんので、ご注意ください。

(※供託物没収点は令和4年選挙では、市長で1,419.1票、市議会議員で88.693票でした。)

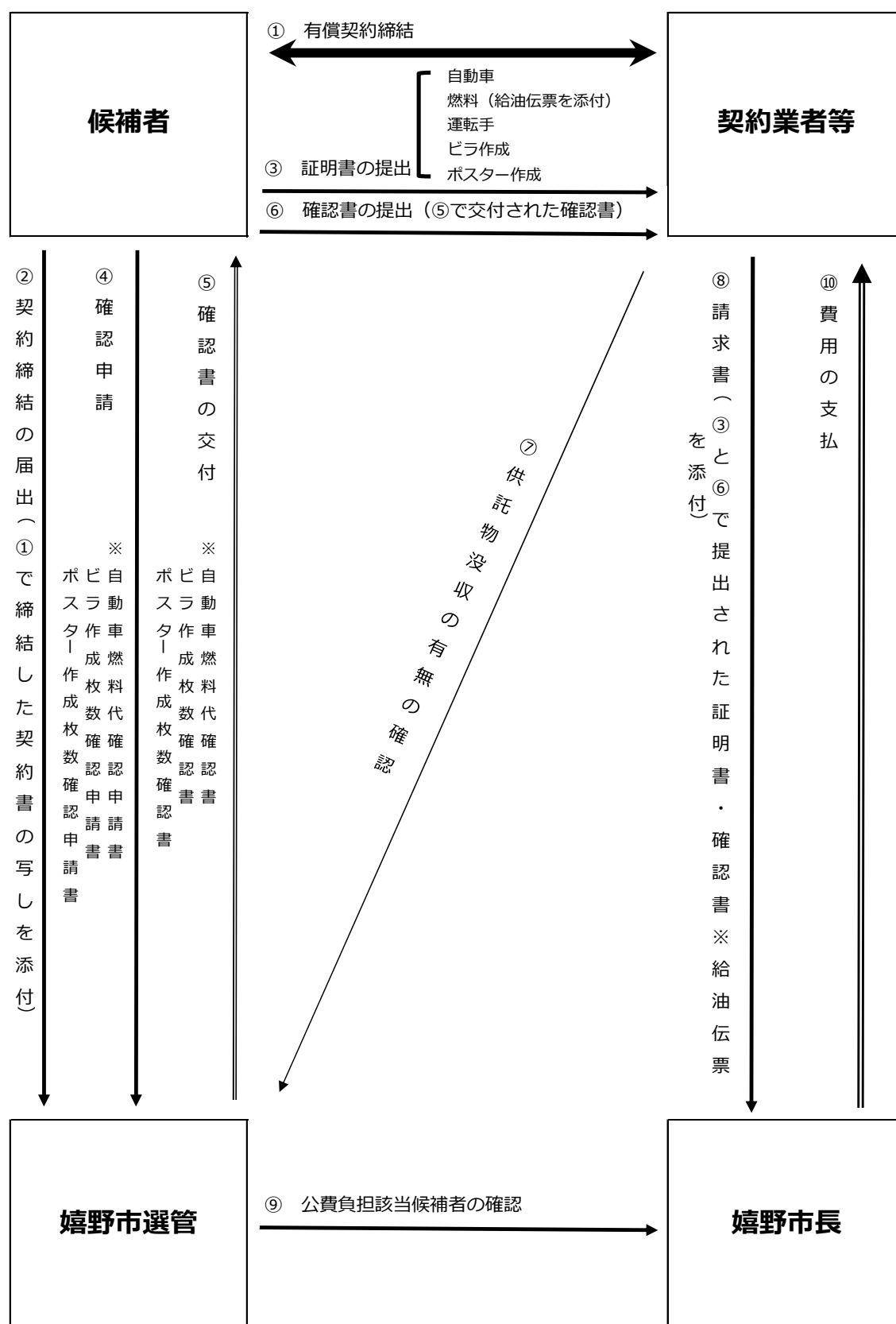
目次

1 公費負担の対象と限度額	1
2 公費負担手続図（自動車の使用・ビラの作成・ポスターの作成）	2
3 公費負担手続について	3
(1) 有償契約の締結	3
(2) 契約締結の届出	4
(3) 証明書の提出	4
(4) 確認申請	5
(5) 確認書の交付	5
(6) 確認書の提出	6
(7) 供託物没収の有無の確認	6
(8) 費用の請求	6
(9) 公費負担該当候補者の確認	7
(10) 費用の支払い	7

1 公費負担の対象と限度額

	公費負担の対象		公費負担の限度額	
選挙運動用自動車	1 一般運送契約 (ハイヤー・タクシー)		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については一台に限る)	一日について64,500円 $64,500円 \times 7日 = 451,500円$ (無投票の場合は一日分64,500円)
	2	自動車借入れ契約 (レンタカー等)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については一台に限る)	一日について16,100円 $16,100円 \times 7日 = 112,700円$ (無投票の場合は一日分16,100円)
	その他	燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	$7,700円 \times 7日 = 53,900円$ (無投票の場合は一日分7,700円)
	契約	運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額 (同一の日については一人に限る)	一日について12,500円 $12,500円 \times 7日 = 87,500円$ (無投票の場合は一日分12,500円)
	※契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が該当契約に係る業務を業として行う場合に限る。			
ポスター	作成にかかる写真撮影、企画費、印刷費が対象 ※それぞれに契約した場合は印刷費のみが対象 当該候補者を通じて、作成単価(単価の限度額以内)に作成枚数(ポスター掲示場数以内の枚数)を乗じた金額が対象 ※ポスター掲示場が101ヶ所の場合 $\text{単価} = \frac{316,250円 + 586円88銭 \times 101ヶ所}{101ヶ所} = 3,719円$ (限度額)		ポスター掲示場数が101ヶ所の場合 $3,719円 \times 101ヶ所 = 375,619円$	
ビラ	作成にかかる写真撮影、企画費、印刷費が対象 ※それぞれに契約した場合は印刷費のみが対象 候補者1人について、作成単価(単価の限度額8円38銭以内)に作成枚数(ポスター掲示場数以内の枚数)を乗じた金額が対象		ビラ作成枚数の上限 市長選 16,000枚 市議選 4,000枚 $8円38銭 \times 16,000枚 = 134,080円$ $8円38銭 \times 4,000枚 = 33,520円$	

2 公費負担手続図（自動車の使用・ビラの作成・ポスターの作成）



3 公費負担手続について

この制度は、嬉野市長選挙及び嬉野市議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等の間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」及び「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、条例で定められた範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、嬉野市が各契約業者等にその費用を直接お支払いするものです。

以下、各手続きについて説明します。説明中の〈 〉書きしている頁数は別冊の『公費負担様式記載例』と対応しています。

(1) 有償契約の締結

この制度の適用を受けようとする候補者は、各契約を締結した場合には、契約書を作成する必要があります。

契約書の内容については、契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額等のほか、候補者と契約業者等の契約意思が書面上明示されていることが必要です。

契約書の見本を別冊『公費負担様式記載例』に掲載していますので参考にしてください。

なお、ハイヤー業者等との契約書、ポスター作成契約書及びビラ作成契約書については収入印紙が必要となります。ハイヤー業者等との契約書については10万円を超え50万円以下の場合は400円、ポスター作成契約書及びビラ作成契約書については1万円以上100万円以下の場合は200円の収入印紙になります。その他の契約については必要ありません。

◎ 選挙運動用自動車の使用

選挙運動用自動車の使用にあたっては、「一般運送契約」及び「その他の契約」があり、候補者において、このどちらかの契約方法を選択することになります。

「一般運送契約」…ハイヤー業者等の一般乗用旅客自動車運送事業者と契約するものです。

「その他の契約」…自動車についてはレンタカー業者等、燃料についてはガソリン販売業者等との契約及び運転手の雇用契約をそれぞれに契約するものです。契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限り認められます。

※それぞれの契約ごとに契約書を作成してください。

◎ 選挙運動用ポスターの作成

ポスターの作成にあたっては、ポスター作成を業とする者と契約しなければ、認められません。

◎ 選挙運動用ビラの作成

ビラの作成にあたっては、ビラ作成を業とする者と契約しなければ、認められません。

※選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成に際し、写真撮影業者と写真撮影について、デザイン業者レイアウトについて、印刷業者と印刷について、それぞれに契約を締結した場合、印刷業者との契約のみが公費負担の対象となります。

(2) 契約締結の届出

① 届出書の種類

各契約を締結した場合には、その届出をしてください。

- ・選挙運動用自動車の使用の契約届出書 [様式第1号 (第2条関係) その1] 〈1頁〉
- ・ポスター作成契約届出書 [様式第1号 (第2条関係) その2]
- ・ビラ作成契約届出書 [様式第1号 (第2条関係) その3]

② 契約書等 (写し) の添付

各契約の届出書には、契約書の写しを添付してください。

③ 届出の時期

立候補の届出前に契約が締結された場合には立候補届出時に、立候補の届出後に契約が締結された場合には契約締結後直ちに届け出てください。

(3) 証明書の提出

契約履行後、候補者は自動車の使用、燃料の購入、運転手の雇用、ポスターの作成及びビラの作成について、その数量及び金額を証明する書類を作成し契約者に提出しなければなりません。

- ・自動車の使用 [様式第4号 (第5条関係) その1]
- ・燃料の購入 [様式第4号 (第5条関係) その2]
- ※給油伝票を添付すること。
- ・運転手の雇用 [様式第4号 (第5条関係) その3]

- ・ポスターの作成 [様式第5号（第5条関係）その1]
- ・ビラの作成 [様式第5号（第5条関係）その2]

（４） 確認申請

① 確認申請

「自動車燃料代」、「ポスター作成枚数」及び「ビラ作成枚数」については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。「ポスター作成枚数」及び「ビラ作成枚数」の確認については契約業者からの納品書の写しを添付してください。

- ・自動車燃料代確認申請書 [様式第2号（第3条関係）その1]
- ・ポスター作成枚数確認申請書 [様式第2号（第3条関係）その2]
- ・ビラ作成枚数確認申請書 [様式第2号（第3条関係）その3]

② 提出の際の注意事項

申請に対して確認書を交付するため、申請書は候補者又はその代理人が直接持参してください。なお、この申請は契約締結の届出をしたものに限られます。

また複数の業者と契約している場合は、契約の相手ごとに確認申請書を作成してください。

※申請及び確認は、契約業者ごとに行い、確認申請書には既に確認を受けた金額又は数量を記載する必要がありますので、申請書の写し又は控えを保管しておいてください。

（５） 確認書の交付

確認申請の金額又は数量を確認して、確認書を交付しますので、この確認書は契約の相手方に提出してください。

【参考】

- ・自動車燃料代確認書 [様式第3号（第3条関係）その1]
- ・ポスター作成枚数確認書 [様式第3号（第3条関係）その2]
- ・ビラ作成枚数確認書 [様式第3号（第3条関係）その3]

(6) 確認書の提出

「(5) 確認書の交付」で交付された確認書を契約業者等に提出する。

(7) 供託物没収の有無の確認

供託物が没収される場合は、契約業者等は嬉野市に請求できません。その場合、全額候補者負担となります。

(8) 費用の請求

契約締結の届出から証明書及び確認書の提出までの事務が完了したものについて、契約業者等は、当該候補者が供託物を没収されないこと（開票後の選挙会で決定される）を確認のうえ、下記により請求書を作成し選挙管理委員会事務局へ持参してください。

◎ 自動車の使用

- ・一般乗用旅客自動車運送事業者との契約

… 請求書 [様式第6号 (第6条関係) その1] 及び請求内訳書 [別紙1]

【添付書類】 候補者から提出される証明書

- ・その他の契約

自動車の借入れ

… 請求書 [様式第6号 (第6条関係) その1] 及び請求内訳書 [別紙2]

【添付書類】 候補者から提出される証明書

燃料代

… 請求書 [様式第6号 (第6条関係) その1] 及び請求内訳書 [別紙3]

【添付書類】 候補者から提出される証明書、確認書、給油伝票

運転手

… 請求書 [様式第6号 (第6条関係) その1] 及び請求内訳書 [別紙4]

【添付書類】 候補者から提出される証明書

◎ ポスターの作成

… 請求書 [様式第6号 (第6条関係) その2] 及び請求内訳書 [別紙]

【添付書類】 候補者から提出される証明書、確認書

※ポスター掲示場数のポスター枚数を超えたポスターの作成経費は候補者個人

の負担となります。

◎ **ビラの作成**

… 請求書 [様式第6号 (第6条関係) その3] 及び請求内訳書 [別紙]

【添付書類】 候補者から提出される証明書、確認書

※ビラの制限枚数 (市長16,000枚・市議4,000枚) を超えたポスターの作成

経費は候補者個人の負担となります。

(9) 公費負担該当候補者の確認

公費負担該当者であること、また請求書の数量及び金額を最終確認します。

(1 0) 費用の支払い

嬉野市から直接契約業者に費用を支払います。支払いは口座振込で行いますので、請求書の振込先は正確にご記入ください。事務処理の都合上、振込までに期間がかかることを契約業者に事前に知らせておいてください。運転手への報酬は所得税を差し引いた額を支払います。